

滋賀県公告式条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)による地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、条例等の公布に当たって行う知事の署名について電子署名によることを可能とするため、滋賀県公告式条例(昭和25年滋賀県条例第52号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例および規則の公布に当たって行う知事の署名について、地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含むこととします。(第2条および第3条関係)
- (2) この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県公告式条例新旧対照表

旧	新
<p><u>(条例の目的)</u></p> <p>第1条 <u>地方自治法第16条の規定に基く県の公告式については、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 <u>条例の公布は、公布の旨の前文および年月日を記入の上その末尾に知事が署名するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>条例の公布は、滋賀県公報に登載してこれを行う。ただし、天災事変等に因り滋賀県公報に登載して公布することができないときは、県の掲示場および公衆の見易い場所に掲示してこれに替えることができる。</u></p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 前条の規定は、<u>規則にこれを準用する。</u></p> <p><u>(規程の公布)</u></p> <p>第4条 <u>規則を除く外、知事の定める規程の公表は、公布の種別、年月日および知事名を記入し、知事印を押さなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項および第3項の規定は<u>前項の規定に準用する。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、地方自治法第16条の規定に基づき、条例の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 <u>条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入の上、知事が署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をするものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>条例の公布は、滋賀県公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により滋賀県公報に登載して公布することができないときは、県の掲示場に掲示して行うことができる。</u></p> <p>(知事の定める規則の公布)</p> <p>第3条 前条の規定は、<u>知事の定める規則の公布について準用する。</u></p> <p><u>(知事の定める規程の公表)</u></p> <p>第4条 知事の定める規程<u>（規則を除く。以下同じ。）</u>で公表を要するものを公表しようとするときは、<u>年月日および知事名を記入するものとする。</u></p> <p>2 第2条第2項および第3項の規定は、<u>知事の定める規程で公表を要す</u></p>

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他県の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、「知事」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、「知事名」とあるのは「当該機関名」、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則または県の機関の定める規則もしくは規程は、それぞれ当該規則または規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

付則 省略

るものの公表について準用する。

(知事以外の県の機関の定める規則等の公表)

第5条 第2条の規定は、知事以外の県の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同条第1項中「知事」とあるのは、「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、知事以外の県の機関の定める規程で公表を要するものの公表について準用する。この場合において、同条第1項中「知事名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 知事の定める規則または知事以外の県の機関の定める規則もしくは知事もしくは知事以外の県の機関の定める規程で公表を要するものは、当該規則または規程において当該規則または規程の施行期日を定めることができる。

付則 省略

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)による行政手続法(平成5年法律第88号)の一部改正に伴い、聴聞の通知等の公示の方法を改めるため、滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 公示の方法による聴聞の通知等は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとするものとします。(第14条、第21条および第28条関係)

(2) その他

- ア この条例は、令和8年5月21日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県行政手続条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第13条 省略 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第13条 省略 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧</p>

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 省略

第16条～第20条 省略

(続行期日の指定)

第21条 省略

2 省略

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

第22条～第27条 省略

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同項第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」

をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 省略

第16条～第20条 省略

(続行期日の指定)

第21条 省略

2 省略

3 第14条第3項および第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項および第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

第22条～第27条 省略

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項および第4項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第4項中「第1項第3号および第4号」とあるのは「第27条第1項第3号」

とあるのは「第27条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。））」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。））」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。

第29条以下 省略

と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と、第17条第1項中「当事者および当該不利益処分がされた場合自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。））」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者（第28条において準用する第14条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。））」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。

第29条以下 省略

滋賀県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第234号）による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）の一部改正に伴い、滋賀県公益認定等委員会の委員の要件を改めるため、滋賀県公益認定等委員会条例（平成20年滋賀県条例第6号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県公益認定等委員会の委員の要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加することとします。（第2条関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県公益認定等委員会条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 委員は、法律、会計または公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。<u>次条第2項において「法」という。</u>）第50条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 委員は、法律、会計または公益法人<u>（法第2条第3号に規定する公益法人をいう。）</u>もしくは公益信託（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。</u>）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。</p> <p>第3条以下 省略</p>